

山形県連合小学校長会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、山形県連合小学校長会とよび、事務所を山形県教育会館におく。

(構成)

第2条 本会は、山形県各地区小学校長会を以って組織する。

(目的)

第3条 本会は、県内各地区校長会及び各小学校長相互の連絡提携を密にし、教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 各地区小学校長会及び各小学校相互の連絡提携に関すること。
2. 教育に関する研修及び研究調査に関すること。
3. 教育行政に関すること。
4. 教育関係団体に関すること。
5. その他必要なこと。

(役員及び任期)

第5条 本会には次の役員をおき、任期は1か年とする。ただし、再任は妨げない。補欠として就任した場合は、前任者の在任期間とする。

1. 会長 1名
2. 副会長 5名
3. 監事 3名
4. 理事 若干名
5. 幹事長 1名
6. 幹事 若干名

(役員を選任)

第6条 本会の役員を選任は次による。

1. 会長・副会長・監事は理事会で選出する。
2. 理事は各地区小学校長会ごとに、1名を選任する。
3. 幹事長・幹事は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は次による。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
3. 監事は会計監査にあたる。
4. 理事は理事会を構成し、会務を審議執行する。
5. 幹事長は事務局を総括する。幹事は会務を分掌し、企画、立案にあたる。

(会議)

第8条 本会は次の会議を持ち、会長がこれを招集する。

1. 研究協議会
年1回開催する。
2. 理事会
本会の決議機関とする。
毎年定例に開催し、必要に応じて臨時に開くことができる。

(会議の内容)

第9条 本会の会議は次のことがらを審議する。

1. 研究協議会

教育課題についての分科会研究協議

2. 理事会

- (1) 会則・規定及び規則の制定、改善に関すること。
- (2) 役員の選出に関すること。
- (3) 事業の大綱・計画ならびに予算・決算の議決に関すること。
- (4) 研究協議会に関すること。
- (5) 会務の執行に関すること。
- (6) 教育課題に関すること。
- (7) その他本会の運営に必要なこと。

(専門委員会)

第10条 本会に専門委員会をおくことができる。専門委員会の構成等は別に定める。

(経費及び会計年度)

第11条 本会の会計は次による。

1. 本会の経費は会費・補助金及びその他の収入を以ってこれに充てる。
2. 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(簿冊)

第12条 本会に次の簿冊をおく。

1. 会則 2. 会員名簿 3. 役員名簿 4. 会計簿 5. 会議録 6. 文書綴

(職員)

第13条 本会に事務職員をおく。事務職員の事務・任免・待遇は別にこれを定める。

(細則)

第14条 本会の運営に関する細則は別にこれを定める。

付 則

1. 本会則は、昭和30年4月1日より施行する。
2. 本会則は、昭和30年6月17日決定する。
3. 本会則は、昭和43年6月7日改正
4. 本会則は、昭和48年3月6日改正
5. 本会則は、昭和48年4月1日より施行する。
6. 本会則は、昭和52年6月23日改正
7. 本会則は、昭和54年7月4日改正し、昭和55年4月1日より施行する。
8. 本会則は、昭和60年6月14日改正
9. 本会則は、平成4年6月14日改正
10. 本会則は、平成19年6月7日改正
11. 本会則は、平成22年2月23日改正
12. 本会則は、平成24年2月23日改正し、平成24年4月1日より施行する。
13. 本会則は、平成28年2月25日改正し、平成28年4月1日より施行する。